「電気取扱業務（低圧）に係る特別教育」のご案内

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

事業者は、労働安全衛生法第５９条第３項(労働安全衛生規則第３６条第４号)の規定により、高圧、低圧を問わず、充電電路の敷設や点検・修理・操作等の業務は危険な作業であるため、これらの作業に従事する作業者に対し安全のための特別教育を実施することが義務付けされています。

今般、前記の業務の内、低圧（直流７５０Ｖ以下、交流６００Ｖ以下）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務についての特別教育を下記により実施することとしました。

つきましては、関係作業従事者が漏れなく受講されますようご案内します。

記

１．日　時　　令和８年 11 月 26 日（木）　9：00～18：00（受付 8：45～）

２．場　所　　伯耆しあわせの郷（倉吉市小田 458）

３．日　程

科　　目		時　　間	講　　師
学科	①低圧電気の基礎知識	9:00～17:00(7 時間) (12：00～13：00 休憩)	電気主任技術者 本山　公志　氏
	②低圧電気設備の基礎知識		
	③低圧用の安全作業用具の基礎知識		
	④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法		
	⑤関係法令		
実技	①開閉器の操作	17：00～18：00（1 時間）	

(注) 低圧の活線作業及び活線近接作業に従事させるには、上記講習のほかに活線作業に関する実技教育を 6 時間以上受ける必要がありますのでご留意下さい。

４．受 講 料　　協 会 員　　１０，０００円（テキスト代込み）（消費税 10%、内税 909 円）
非協会員　　１２，０００円（テキスト代込み）（消費税 10%、内税 1,090 円）

５．申込方法　　令和８年 11 月 18 日 (水)までに、別紙「受講申込書」により、郵送・メール又はＦａｘ（0858-22-9054）で当協会中部支部へお申し込み下さい。**受講料は、必ず申込み締切日までに、ご持参又は下記の銀行口座に振込んでください。(研修当日は受領いたしません。)**

＊振込先

口座番号　鳥取銀行倉吉支店（普）０２０７２３１
名 義 人　（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

６．募集定員　　50 名　　定員になり次第締め切ります。

７．そ の 他

（１）当協会発行の「特別教育等受講者記録」(受講証)をお持ちの事業場は、「受付」の際にお渡し下さい。受講者には、各人ごとに修了証を交付します。

（２）受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。

（３）受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、令和８年 11 月 18 日（水）までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。

（４）申込み・問合わせ先

(〒 682－0811)倉吉市上灘町 115－1　(有)河﨑組３Ｆ
(一社)鳥取県労働基準協会中部支部　　登録番号：T5270005000526
(Ｔｅｌ・Ｆａｘ　０８５８－２２－９０５４)

（別　紙）

「電気取扱業務（低圧）特別教育」受講申込書

受　講　者　氏　名	生　年　月　日	備　考
	昭・平　　年　　月　　日	
	昭・平　　年　　月　　日	
	昭・平　　年　　月　　日	
	昭・平　　年　　月　　日	
	昭・平　　年　　月　　日	

（★ 下欄にもご記入願います。）

（1）鳥取県労働基準協会へ加入の有無（ 加入 ・ 未加入 ）（いずれかに〇をして下さい）

（2）受講者数（　　名）、　　受講料 計（　　円）

（3）受講料の支払い方法（　持参　・　銀行振込　）（いずれかに〇をして下さい）

（4）インボイス発行希望（　する　・　しない　）（いずれかに〇をして下さい）
※希望する場合はいずれかに〇をして下さい（　請求書　・　領収書　）

メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。
ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp

上記のとおり申込みます。

令和８年　　月　　日

事業場名：

所 在 地：

（連絡先電話番号：　　－　　－　　）

代表者職氏名：

（〒６８２－０８１１）倉吉市上灘町１１５－１　(有)河﨑組３Ｆ

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部長　殿

（Ｔｅｌ・Ｆａｘ兼用　０８５８－２２－９０５４）

（申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。）